

別 紙

改正後			現行		
医療提供体制施設整備交付金交付要綱			医療提供体制施設整備交付金交付要綱		
1～3 (略)			1～3 (略)		
4 (1)～(23) (略)			4 (1)～(23) (略)		
<u>(24) 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業</u> 令和5年5月17日医政発0517第7号厚生労働省医政局長通知「南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業実施要綱」に基づく津波避難対策緊急事業			<u>(24) 南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業</u> 平成26年3月20日医政発0320第25号厚生労働省医政局長通知「南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業実施要綱」に基づく津波避難対策緊急事業		
(25)～(31) (略)			(25)～(31) (略)		
5～8 (略)			5～8 (略)		
別表1			別表1		
1 事業分類	2 事業区分		1 事業分類	2 事業区分	
A	(略)		A	(略)	
B 施設環境等の改善に関する事業	(21)～(23) (略) <u>(24) 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業</u> (25)～(27)、(31) (略)		B 施設環境等の改善に関する事業	(21)～(23) (略) <u>(24) 南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業</u> (25)～(27)、(31) (略)	
C	(略)		C	(略)	
別表2			別表2		
1 事業区分	2 基準額	3 対象経費	1 事業区分	2 基準額	3 対象経費

別 紙

改正後			現行		
(1)、(2)	(略)	(略)	(1)、(2)	(略)	(略)
(3)救急ヘリポート施設整備事業	ヘリポート1か所あたり <u>53,695</u> 千円	(略)	(3)救急ヘリポート施設整備事業	ヘリポート1か所あたり <u>49,856</u> 千円	(略)
(4)ヘリポート周辺施設施設整備事業	格納庫1か所あたり <u>188,052</u> 千円	(略)	(4)ヘリポート周辺施設施設整備事業	格納庫1か所あたり <u>174,607</u> 千円	(略)
	給油施設1か所あたり <u>118,428</u> 千円	(略)		給油施設1か所あたり <u>109,961</u> 千円	(略)
	融雪施設1か所あたり <u>118,428</u> 千円	(略)		融雪施設1か所あたり <u>109,961</u> 千円	(略)
(5)救命救急センター施設整備事業	(略)	(略)	(5)救命救急センター施設整備事業	(略)	(略)
	ヘリポート1か所あたり <u>85,559</u> 千円	(略)		ヘリポート1か所あたり <u>79,442</u> 千円	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	補強が必要と認められるもの 基準面積	(略)		補強が必要と認められるもの 基準面積	(略)

別 紙

改正後			現行		
	2,300 m ² × <u>47,500</u> 円			2,300 m ² × <u>44,100</u> 円	
(6)～(12) (略)	(略)	(略)	(6)～(12) (略)	(略)	(略)
(13) 医療施設近代化施設整備事業	<p>次により算定された額の合計額とする。</p> <p>(1) 精神病棟 (略)</p> <p>(2) 結核病棟改修等整備事業 (略)</p> <p>(3) 診療所 ア (略) イ 改修等により療養病床を整備する診療所 1床当たり <u>4,270</u> 千円 ×整備後の療養病床の病床数</p> <p>(4) 療養病床療養環境改善事業 ア及びイに掲げる基準面積(=ア+イ)に別表3に定める単価を乗じた額と、ウにより算定された額との</p>	(略)	(13) 医療施設近代化施設整備事業	<p>次により算定された額の合計額とする。</p> <p>(1) 精神病棟 (略)</p> <p>(2) 結核病棟改修等整備事業 (略)</p> <p>(3) 診療所 ア (略) イ 改修等により療養病床を整備する診療所 1床当たり <u>3,965</u> 千円 ×整備後の療養病床の病床数</p> <p>(4) 療養病床療養環境改善事業 ア及びイに掲げる基準面積(=ア+イ)に別表3に定める単価を乗じた額と、ウにより算定された額との</p>	(略)

別 紙

改正後		現行	
	<p>合計額とする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 浴室</p> <p>浴室 1 か所当たり</p> <p><u>12,482</u> 千円</p> <p>ただし、特に厚生労働大臣が必要と認める場合は、<u>24,967</u> 千円とする。</p> <p>(5) 介護老人保健施設及び診療所</p> <p>病院又は有床診療所の病床を廃止(この場合、診療所の併設が必要)又は削減し、当該患者を介護老人保健施設から在宅に至るまでの診療計画に基づき入所させるための介護老人保健施設及び診療所を整備する場合</p> <p>ア 介護老人保健施設</p> <p>整備する介護老人保健施設の入所定員数 (削減した病院又は</p>		<p>合計額とする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 浴室</p> <p>浴室 1 か所当たり</p> <p><u>11,590</u> 千円</p> <p>ただし、特に厚生労働大臣が必要と認める場合は、<u>23,182</u> 千円とする。</p> <p>(5) 介護老人保健施設及び診療所</p> <p>病院又は有床診療所の病床を廃止(この場合、診療所の併設が必要)又は削減し、当該患者を介護老人保健施設から在宅に至るまでの診療計画に基づき入所させるための介護老人保健施設及び診療所を整備する場合</p> <p>ア 介護老人保健施設</p> <p>整備する介護老人保健施設の入所定員数 (削減した病院又は</p>

別 紙

改正後			現行		
	<p>有床診療所の病床数を上限とする。) × 1床当たり単価</p> <p>(1床当たり単価)</p> <p>新築 <u>4,410</u> 千円</p> <p>改築 <u>5,291</u> 千円</p> <p>改修 <u>2,205</u> 千円</p> <p>イ (略)</p>			<p>有床診療所の病床数を上限とする。) × 1床当たり単価</p> <p>(1床当たり単価)</p> <p>新築 <u>4,095</u> 千円</p> <p>改築 <u>4,913</u> 千円</p> <p>改修 <u>2,047</u> 千円</p> <p>イ (略)</p>	
(14) 基幹災害拠点病院施設整備事業	<p>(1) 補強が必要と認められるもの</p> <p>基準面積</p> <p>2,300 m² × <u>47,500</u> 円</p> <p>(2) 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院</p> <p>基準面積</p> <p>2,300 m² × <u>225,500</u> 円</p>	(略)	(14) 基幹災害拠点病院施設整備事業	<p>(1) 補強が必要と認められるもの</p> <p>基準面積</p> <p>2,300 m² × <u>44,100</u> 円</p> <p>(2) 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院</p> <p>基準面積</p> <p>2,300 m² × <u>209,400</u> 円</p>	(略)
	<p>備蓄倉庫 1 か所当たり</p> <p><u>175,770</u> 千円</p>	(略)		<p>備蓄倉庫 1 か所当たり</p> <p><u>163,203</u> 千円</p>	(略)
	<p>非常用自家発電設備</p> <p>1 か所当たり</p>	(略)		<p>非常用自家発電設備</p> <p>1 か所当たり</p>	(略)

別 紙

改正後			現行		
	<u>161,049</u> 千円			<u>149,535</u> 千円	
	受水槽 1 か所当たり	(略)		受水槽 1 か所当たり	(略)
	<u>148,413</u> 千円			<u>137,802</u> 千円	
	研修部門 1 か所当たり	(略)		研修部門 1 か所当たり	(略)
	<u>135,209</u> 千円			<u>125,542</u> 千円	
	ヘリポート 1 か所当たり	(略)		ヘリポート 1 か所当たり	(略)
	<u>158,516</u> 千円			<u>147,183</u> 千円	
	給水設備 1 か所当たり	(略)		給水設備 1 か所当たり	(略)
	<u>69,790</u> 千円			<u>64,800</u> 千円	
	燃料タンク 1 か所当たり	(略)		燃料タンク 1 か所当たり	(略)
	<u>32,184</u> 千円			<u>29,883</u> 千円	
(15) 地域災害拠点病院施設整備事業	(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m ² × <u>47,500</u> 円	(略)	(15) 地域災害拠点病院施設整備事業	(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m ² × <u>44,100</u> 円	(略)
	(2) 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院 基準面積 2,300 m ² × <u>225,500</u> 円			(2) 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院 基準面積 2,300 m ² × <u>209,400</u> 円	
	備蓄倉庫 1 か所当たり	(略)		備蓄倉庫 1 か所当たり	(略)
	<u>49,578</u> 千円			<u>46,033</u> 千円	

別 紙

改正後			現行		
	非常用自家発電設備 1 か所当たり <u>161,049</u> 千円	(略)		非常用自家発電設備 1 か所当たり <u>149,535</u> 千円	(略)
	受水槽 1 か所当たり <u>148,413</u> 千円	(略)		受水槽 1 か所当たり <u>137,802</u> 千円	(略)
	ヘリポート 1 か所当たり <u>85,559</u> 千円	(略)		ヘリポート 1 か所当たり <u>79,442</u> 千円	(略)
	給水設備 1 か所当たり <u>69,790</u> 千円	(略)		給水設備 1 か所当たり <u>64,800</u> 千円	(略)
	燃料タンク 1 か所当たり <u>32,184</u> 千円	(略)		燃料タンク 1 か所当たり <u>29,883</u> 千円	(略)
(16) 災害拠点精神科病院施設整備事業	(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m ² × <u>47,500</u> 円 (2) 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院 基準面積 2,300 m ² × <u>225,500</u> 円	(略)	(16) 災害拠点精神科病院施設整備事業	(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m ² × <u>44,100</u> 円 (2) 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院 基準面積 2,300 m ² × <u>209,400</u> 円	(略)
	非常用自家発電設備 1 か所当たり	(略)		非常用自家発電設備 1 か所当たり	(略)

別 紙

改正後			現行		
	<u>161,049</u> 千円			<u>149,535</u> 千円	
	受水槽 1 か所当たり	(略)		受水槽 1 か所当たり	(略)
	<u>148,413</u> 千円			<u>137,802</u> 千円	
	給水設備 1 か所当たり	(略)		給水設備 1 か所当たり	(略)
	<u>69,790</u> 千円			<u>64,800</u> 千円	
	燃料タンク 1 か所当たり	(略)		燃料タンク 1 か所当たり	(略)
	<u>32,184</u> 千円			<u>29,883</u> 千円	
(17)	(略)	(略)	(17)	(略)	(略)
(18) 特殊病室施設整備事業	1 室当たり <u>73,572</u> 千円	(略)	(18) 特殊病室施設整備事業	1 室当たり <u>68,312</u> 千円	(略)
(19)、(20) (略)	(略)	(略)	(19)、(20) (略)	(略)	(略)
(21) 特定地域病院施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表 3 に定める単価を乗じた額とする。(2)の場合を除く。) 基準面積 (1) (略) (2) 補強の場合 ア 病棟 既存病床数×30%×13.88	(略)	(21) 特定地域病院施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表 3 に定める単価を乗じた額とする。(2)の場合を除く。) 基準面積 (1) (略) (2) 補強の場合 ア 病棟 既存病床数×30%×13.88	(略)

別 紙

改正後			現行		
	<p>$\text{m}^2 \times 47,500$ 円</p> <p>(ただし、一部補強の場合は上記による面積から補強を要しない病床数 $\times 13.88 \text{ m}^2$ を差引いた面積を限度とする。)</p> <p>イ 診療棟</p> <p>当該補強部分に係る既存診療棟面積で厚生労働大臣が認める面積 $\times 47,500$ 円</p>			<p>$\text{m}^2 \times 44,100$ 円</p> <p>(ただし、一部補強の場合は上記による面積から補強を要しない病床数 $\times 13.88 \text{ m}^2$ を差引いた面積を限度とする。)</p> <p>イ 診療棟</p> <p>当該補強部分に係る既存診療棟面積で厚生労働大臣が認める面積 $\times 44,100$ 円</p>	
(22) 医療施設土砂災害防止施設整備事業	<p>補強又は防護壁の設置等が必要と認められるもの1か所当たり</p> <p>$37,451$ 千円</p>	(略)	(22) 医療施設土砂災害防止施設整備事業	<p>補強又は防護壁の設置等が必要と認められるもの1か所当たり</p> <p>$34,773$ 千円</p>	(略)
(23) 医療施設等耐震整備事業	<p>病院の場合</p> <p>(1) 補強が必要と認められるもの基準面積</p> <p>$2,300 \text{ m}^2 \times 47,500$ 円</p> <p>(2) ア 耐震構造指標である I_s 値が0.4未満の建物を有する第二次救急</p>	(略)	(23) 医療施設等耐震整備事業	<p>病院の場合</p> <p>(1) 補強が必要と認められるもの基準面積</p> <p>$2,300 \text{ m}^2 \times 44,100$ 円</p> <p>(2) ア 耐震構造指標である I_s 値が0.4未満の建物を有する第二次救急</p>	(略)

別 紙

改正後			現行		
	<p>医療施設等</p> <p>イ 耐震構造指標である Is 値が 0.3 未満の建物を有する病院（第二次救急医療施設等は除く）</p> <p>基準面積</p> <p>2,300 m²×<u>225,500</u>円</p>			<p>医療施設等</p> <p>イ 耐震構造指標である Is 値が 0.3 未満の建物を有する病院（第二次救急医療施設等は除く）</p> <p>基準面積</p> <p>2,300 m²×<u>209,400</u>円</p>	
	<p>看護師等養成所の場合</p> <p>(1) 補強が必要と認められるもの</p> <p>基準面積</p> <p>2,300 m²×<u>36,300</u>円</p> <p>(2) 耐震構造指標である Is 値が 0.3 未満のもの</p> <p>基準面積</p> <p>2,300 m²×<u>172,300</u>円</p>	(略)		<p>看護師等養成所の場合</p> <p>(1) 補強が必要と認められるもの</p> <p>基準面積</p> <p>2,300 m²×<u>33,700</u>円</p> <p>(2) 耐震構造指標である Is 値が 0.3 未満のもの</p> <p>基準面積</p> <p>2,300 m²×<u>160,000</u>円</p>	(略)
	<p>平成 7 年に施行された地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 1111 号第 2 条に基づいて、都道府県知事が作成した 5 箇年計画に定められた地震防災上緊急に整備すべき医療施設の場合</p>	(略)		<p>平成 7 年に施行された地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 1111 号第 2 条に基づいて、都道府県知事が作成した 5 箇年計画に定められた地震防災上緊急に整備すべき医療施設の場合</p>	(略)

別 紙

改正後			現行		
	補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m ² × <u>47,500</u> 円			補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m ² × <u>44,100</u> 円	
(24) <u>南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業</u>	救命救急センター <u>1,021,871</u> 千円	(略)	(24) <u>南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業</u>	救命救急センター <u>948,812</u> 千円	(略)
	病院群輪番制病院及び共同利用型病院 <u>106,558</u> 千円	(略)		病院群輪番制病院及び共同利用型病院 <u>98,940</u> 千円	(略)
	<u>救急告示病院</u> <u>106,558</u> 千円	<u>救急告示病院</u> <u>の新築に要する</u> <u>工事費又は工事</u> <u>請負費及び既存</u> <u>建物の除去費</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	<u>在宅当番医制病院</u> <u>106,558</u> 千円	<u>在宅当番医制</u> <u>病院の新築に要</u> <u>する工事費又は</u> <u>工事請負費及び</u> <u>既存建物の除去</u> <u>費</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

別 紙

改正後			現行		
	在宅当番医制診療所 <u>17,458</u> 千円	(略)		在宅当番医制診療所 <u>16,210</u> 千円	(略)
	在宅当番医制歯科診療所 <u>17,458</u> 千円	(略)		在宅当番医制歯科診療所 <u>16,210</u> 千円	(略)
	休日夜間急患センター <u>17,458</u> 千円	(略)		休日夜間急患センター <u>16,210</u> 千円	(略)
	休日等歯科診療所 <u>17,458</u> 千円	(略)		休日等歯科診療所 <u>16,210</u> 千円	(略)
	時間外診療実施診療所 <u>17,458</u> 千円	(略)		時間外診療実施診療所 <u>16,210</u> 千円	(略)
	基幹災害拠点病院 <u>899,856</u> 千円	(略)		基幹災害拠点病院 <u>835,521</u> 千円	(略)
	地域災害拠点病院 <u>594,506</u> 千円	(略)		地域災害拠点病院 <u>552,002</u> 千円	(略)
	周産期母子医療センター <u>110,677</u> 千円	(略)		周産期母子医療センター <u>102,764</u> 千円	(略)
	小児救急医療拠点病院 <u>37,409</u> 千円	(略)		小児救急医療拠点病院 <u>34,734</u> 千円	(略)
	在宅医療実施病院 (略)	(略)		在宅医療実施病院 (略)	(略)

別 紙

改正後			現行		
	<u>106,558</u> 千円			<u>98,940</u> 千円	
	在宅医療実施診療所	(略)		在宅医療実施診療所	(略)
	<u>17,458</u> 千円			<u>16,210</u> 千円	
	在宅医療実施歯科診療所	(略)		在宅医療実施歯科診療所	(略)
	<u>17,458</u> 千円			<u>16,210</u> 千円	
	<u>がん医療実施診療所</u> <u>17,458</u> 千円	<u>がん医療実施診療所の新築に要する工事費又は工事請負費及び既存建物の除去費</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	<u>脳卒中医療実施病院</u> <u>106,558</u> 千円	<u>脳卒中医療実施病院の新築に要する工事費又は工事請負費及び既存建物の除去費</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	精神科病院 <u>106,558</u> 千円	(略)		精神科病院 <u>98,940</u> 千円	(略)
	精神科救急医療センター	(略)		精神科救急医療センター	(略)

別 紙

改正後			現行		
	<u>1,021,871</u> 千円			<u>948,812</u> 千円	
	<u>助産所</u> <u>17,458</u> 千円	<u>助産所の新築</u> <u>に要する工事費</u> <u>又は工事請負費</u> <u>及び既存建物の</u> <u>除去費</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(25) アスベスト 除去等整備事 業	1㎡当たり <u>50,000</u> 円 ×アスベスト等の除去等を行う壁 等の延面積	(略)	(25) アスベスト 除去等整備事 業	1㎡当たり <u>46,400</u> 円 ×アスベスト等の除去等を行う壁 等の延面積	(略)
(26)～(29) (略)	(略)	(略)	(26)～(29) (略)	(略)	(略)
(30) 非常用自家 発電設備及び 給水設備整備 事業	非常用自家発電設備 1か所当たり <u>161,049</u> 千円	(略)	(30) 非常用自家 発電設備及び 給水設備整備 事業	非常用自家発電設備 1か所当たり <u>149,535</u> 千円	(略)
	受水槽 1か所当たり <u>148,413</u> 千円	(略)		受水槽 1か所当たり <u>137,802</u> 千円	(略)
	給水設備 1か所当たり <u>69,790</u> 千円	(略)		給水設備 1か所当たり <u>64,800</u> 千円	(略)
	燃料タンク 1か所当たり <u>32,184</u> 千円	(略)		燃料タンク 1か所当たり <u>29,883</u> 千円	(略)

別 紙

改正後				現行			
(31) 医療施設浸水対策事業	(1) 医療用設備の想定浸水深または基準水位以上への移設が必要と認められるもの 1 施設当たり <u>45,449</u> 千円	(略)		(31) 医療施設浸水対策事業	(1) 医療用設備の想定浸水深または基準水位以上への移設が必要と認められるもの 1 施設当たり <u>42,200</u> 千円	(略)	
	(2) 電源設備の想定浸水深または基準水位以上への移設が必要と認められるもの 1 施設当たり <u>35,864</u> 千円	(略)			(2) 電源設備の想定浸水深または基準水位以上への移設が必要と認められるもの 1 施設当たり <u>33,300</u> 千円	(略)	
	(3) 止水板の設置が必要と認められるもの 1 施設当たり <u>431</u> 千円	(略)			(3) 止水板の設置が必要と認められるもの 1 施設当たり <u>400</u> 千円	(略)	
	(4) 排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置が必要と認められるもの 1 施設当たり <u>24,879</u> 千円	(略)			(4) 排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置が必要と認められるもの 1 施設当たり <u>23,100</u> 千円	(略)	
(注) 1～3 (略)				(注) 1～3 (略)			
別表3 1 平方メートル当たり単価表 (単位：円)				別表3 1 平方メートル当たり単価表 (単位：円)			
事業区分	種目等	構造別	単価	事業区分	種目等	構造別	単価

別 紙

改正後				現行			
(1) 休日夜間急患センター施設整備事業 (7) 小児初期救急センター施設整備事業 (28) 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業 (29) 地域拠点歯科診療所施設整備事業	鉄筋コンクリート	<u>192,600</u>	(1) 休日夜間急患センター施設整備事業 (7) 小児初期救急センター施設整備事業 (28) 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業 (29) 地域拠点歯科診療所施設整備事業	鉄筋コンクリート	<u>178,800</u>		
	ブロック	<u>167,300</u>		ブロック	<u>155,300</u>		
	木造	<u>192,600</u>		木造	<u>178,800</u>		
(2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業 (5) 救命救急センター施設整備事業 (6) 小児救急医療拠点病院施設整備事業 (8) 小児集中治療室施設整備事業 (26) 医療機器管理室施設整備事業	鉄筋コンクリート	<u>273,000</u>	(2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業 (5) 救命救急センター施設整備事業 (6) 小児救急医療拠点病院施設整備事業 (8) 小児集中治療室施設整備事業 (26) 医療機器管理室施設整備事業	鉄筋コンクリート	<u>253,500</u>		

別 紙

改正後				現行			
(9) 小児医療施設施設整備事業	病棟	鉄筋コンクリート	<u>244,600</u>	(9) 小児医療施設施設整備事業	病棟	鉄筋コンクリート	<u>227,100</u>
		ブロック	<u>213,200</u>			(11) 地域療育支援施設施設整備事業	診療棟
	診療棟	鉄筋コンクリート	<u>273,000</u>	(12) 共同利用施設施設整備事業	鉄筋コンクリート		
		ブロック	<u>238,700</u>			(21) 特定地域病院施設整備事業	ブロック
(10) 周産期医療施設施設整備事業		鉄筋コンクリート	<u>244,600</u>	(10) 周産期医療施設施設整備事業			鉄筋コンクリート
		ブロック	<u>213,200</u>			ブロック	<u>198,000</u>
(13) 医療施設近代化施設整備事業	病院	鉄筋コンクリート	<u>244,600</u>	(13) 医療施設近代化施設整備事業	病院	鉄筋コンクリート	<u>227,100</u>
		ブロック	<u>213,200</u>			ブロック	<u>198,000</u>
	診療所 (一般地区)	鉄筋コンクリート	<u>183,200</u>	診療所 (一般地区)	鉄筋コンクリート	<u>170,100</u>	
		ブロック	<u>159,300</u>		ブロック	<u>147,900</u>	
		木造	<u>183,200</u>		木造	<u>170,100</u>	
	診療所	鉄筋コンクリート	<u>196,300</u>	診療所	鉄筋コンクリート	<u>182,300</u>	

別 紙

改正後				現行			
	(離島、豪雪 地区)	ート		(離島、豪雪 地区)	ート		
		ブロック	<u>171,100</u>		ブロック	<u>158,900</u>	
		木造	<u>196,300</u>		木造	<u>182,300</u>	
(17)腎移植施設施設整備事業 (19)肝移植施設施設整備事業		鉄筋コンクリート	<u>579,700</u>	(17)腎移植施設施設整備事業 (19)肝移植施設施設整備事業		鉄筋コンクリート	<u>538,300</u>
(20)治験施設施設整備事業	治験専門外来	鉄筋コンクリート	<u>273,000</u>	(20)治験施設施設整備事業	治験専門外来	鉄筋コンクリート	<u>253,500</u>
		ブロック	<u>238,700</u>			ブロック	<u>221,600</u>
	治験管理部門	鉄筋コンクリート	<u>225,100</u>	治験管理部門	鉄筋コンクリート	<u>209,000</u>	
		ブロック	<u>196,600</u>		ブロック	<u>182,500</u>	

(注) 1、2 (略)	(注) 1、2 (略)
別表4～8 (略)	別表4～8 (略)
9 (略)	9 (略)
(1) 交付対象事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、 <u>速やかに</u> 厚生労働大臣の承認を受けなければならない。	(1) 交付対象事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
(2) 交付対象事業の内容のうち、次のものを変更(軽微な変更を除く。)する場合には、 <u>速やかに</u> 厚生労働大臣の承認を受けなければならない。	(2) 交付対象事業の内容のうち、次のものを変更(軽微な変更を除く。)する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

別 紙

改正後	現行
<p>ア、イ（略）</p> <p>（３）交付対象事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、<u>速やかに</u>厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>（４）、（５）（略）</p> <p>（６）（略）</p> <p>ア 都道府県から補助金の交付を受けて行われる事業（以下９において「補助事業」という。）に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、<u>速やかに</u>都道府県知事の承認を受けなければならない。</p> <p>イ 補助事業の内容のうち、次のものを変更（軽微な変更を除く。）する場合には、<u>速やかに</u>都道府県知事の承認を受けなければならない。</p> <p>（ア）、（イ）（略）</p> <p>ウ 補助事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、<u>速やかに</u>都道府県知事の承認を受けなければならない。</p> <p>エ～シ（略）</p> <p>（７）～（９）（略）</p> <p>10～17（略）</p> <p>第１号様式～第８号様式（略）</p>	<p>ア、イ（略）</p> <p>（３）交付対象事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>（４）、（５）（略）</p> <p>（６）（略）</p> <p>ア 都道府県から補助金の交付を受けて行われる事業（以下９において「補助事業」という。）に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。</p> <p>イ 補助事業の内容のうち、次のものを変更（軽微な変更を除く。）する場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。</p> <p>（ア）、（イ）（略）</p> <p>ウ 補助事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。</p> <p>エ～シ（略）</p> <p>（７）～（９）（略）</p> <p>10～17（略）</p> <p>第１号様式～第８号様式（略）</p>